

日本赤十字社奈良県支部自動体外式除細動器（AED）貸出規約

貸出の目的

赤十字の基本理念「人道」の具体化である「救命手当・応急手当」を県民に幅広く普及し実践するために、県内に於ける行事等に、日本赤十字社奈良県支部（以下「支部」という）が常備している自動体外式除細動器（AED）（以下「AED」という）を貸し出し、危急の時には「救命連鎖」の支援をおこない生命を守ることを目的とする。

（貸出規約）

第1条 この規約は、AED貸出の目的を達成するために、必要な事項を定め、効果的に実施できるように定める。

（貸出条件）

第2条 支部は、AEDの貸し出しを受けようとする者（以下申込者という）が行事の関係者であり、次の条件の何れかに該当してAED使用の責任者となることができる者に貸出をする。

- 1 赤十字救急法等指導員資格を有する者
- 2 現に有効な赤十字救急法基礎講習修了者認定証を所持する者
- 3 赤十字救急法基礎講習修了者認定証と同等な講習を受講している者
- 4 医療職でAEDの使用に関する研修等を受けている者

（貸出品目及び期間）

第3条 貸出品目は、AED本体及び付属品一式（別表のとおり）とし、貸出期間は、行事期間と前後3日以内までとする。

（貸出の申請及び許可）

第4条 申込者は、様式1に前第2条の1から4に該当する資格証明の写しを添付し、貸出日の前々月の月末までに支部宛申し込みをすること。

貸出許可については、事務局長が適切と判断した時に貸出許可書を申込者宛送付する。
貸出品の受け取り時には貸出許可書を持参のうえ、支部まで受け取りに来ること。

（貸出品の管理）

第5条 申込者は、貸出品の保管・管理を適切におこなうこととし、盗難や紛失、破損等が生じた場合は、責任者（若しくは行事主催団体）が現状復帰をすること。

（貸出品の使用及び補充）

第6条 貸出期間中にAEDを使用した場合は、返却時に様式2「AED使用報告書」を支部に提出すること。

AEDを使用した時は、AEDパッド等の補充は支部がおこない、その代金を申込者（若しくは行事主催団体）に請求するものとし、請求後1カ月以内に支部に代金を支払うこと。

（貸出品の返納）

第7条 貸出を受けた者は貸出許可期間を超えないよう期間内に返納すること。

附則

この規約は平成21年4月1日から施行する。